

議案第 1 1 号

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立公民館条例の一部を改正する条例

八幡浜市立公民館条例（平成 1 7 年条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第 1 1 公民館及び別館			別表第 1 1 公民館及び別館		
名称	位置	区域	名称	位置	区域
(略)			(略)		
神山地区公民館	八幡浜元城団地 4 8 番地	八幡浜南小学校通学区（双岩・舌間・合田・川上地区を除く。）	神山地区公民館	八幡浜市元城団地 4 8 番地	神山小学校通学区（布喜川・横平・舌間・合田地区を除く。）
(略)			(略)		
双岩地区公民館	八幡浜市若山 2 番耕地 3 3 番地 4	双岩地区	双岩地区公民館	八幡浜市若山 2 番耕地 3 3 番地 4	双岩小学校通学区（布喜川・横平地区を含む。）
(略)			(略)		
川上地区公民館	八幡浜市川上町川名津甲 9 0 番地	川上地区	川上地区公民館	八幡浜市川上町川名津甲 9 0 番地	川上小学校通学区
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

令和8年4月1日から、神山小学校、川上小学校及び双岩小学校を統合し、八幡浜南小学校を新設するため。